

Title	西ドイツにおける都市発生の段階規定論争(上) : C・ハーゼ「ヴェストファーレン諸都市の発生」をめぐって
Sub Title	Eine Übersicht der Diskussion über die Periodisierung der Stadtentstehung in Westdeutschland : Um das Buch von Carl Haase, Die Entstehung der Westfälischen städte
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1968
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.61, No.6 (1968. 6) ,p.699(71)- 708(80)
JaLC DOI	10.14991/001.19680601-0071
Abstract	
Notes	学界展望
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19680601-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

く、企業レベルの幹部交渉に任せられていることと無関係ではない。

最後に、交渉過程における側面に目を移そう。賃金交渉過程において比較行動が強まり交渉主体である経営側、あるいは労働側での相互関係が高度に緊密化すれば、彼等は単なる比較をこえて各々他社や、他組合との間に相互連絡、交渉戦術調整などの積極的行動に出ることが予想される。これを労・使それぞれの「相互作用」(Interaction)と総称すれば、果してどれだけの労または使が相互作用関係の下にあるであろうか。表11は相互作用のあったものの割合を示している。これによれば交渉主体の四割乃至五割におよぶ多数が相互作用という最も強度の比較を行っていることが明らかとなる。交渉開始前の準備段階と交渉妥結直前の最終段階に分け、一歩立ち入って内訳を見ると前段では会社の四割強、組合の四割弱が相互作用をしているが、後段に至ると会社はやや減少して四割弱となるのにくらべ、組合は五割以上に増大する。この差異は後掲表17(本誌次号拙稿掲載)の相互作用内容にも見られるように、会社側は情報交換などの予備的、準備的相互連絡は殆どすべてがこれを行うけれども、回答に関する統一基準設定などの相互調整は比較的少い

のに対して、組合側は交渉集約に至るまで要求額の最低基準を統一的に保ちつづけるといった両者の行動の機能上の相違にもつづくものと思われる。

以上のような観察事実によって、賃金波及現象の基礎に相互比較行動と比較関係の網の目を考える、われわれの理論仮説をその根底において支える基本前提が、わが国の賃金交渉と労・使の行動の実態に照らして十分に妥当性のあることが明らかにされたわけである。その前提とは企業別賃金交渉制度下における次の二点である。一つは労・使の行動の類同性であり、他の一つは賃金決定における相互比較・作用行動の一般性と重要性であった。この二つの事実にもつづき、われわれは経営と労働の各々の側に展開される二重の比較関係の網の目の構造を追求することになる。その作業は、労、使各主体の類縁関係を規定してくる諸基準、もしくは諸連関を分析の手がかりとし、これらの連関の複合作用が相互比較関係↓波及関係の領域をいかにかたちづけているかを分析することを意図している。次節以下でそれを行う。

(以下次号)

学 界 展 望

西ドイツにおける

都市発生の段階規定論争 (上)

— C・ハーゼ「ヴェストフアーレン

諸都市の発生」をめぐって —

寺 尾 誠

私は先に「社会経済史学」廿九卷二号に「ドイツにおける中世後期の農村都市研究動向」と題する学界展望を書いた。その中で最近注目される法制史的研究の一つとしてH・シュトープの論文「半都市 Minderstädte——後期中世の都市発生の諸形態」を紹介した。⁽¹⁾この論文でシュトープは、中世ドイツの都市発生の諸段階を次の四段階としている。

A 十一、十二世紀の親都市 Mutterstadt の発生。これらの都市は元来都市領主の館その他と商人定住という二つの定住核から成っていたが、十二世紀中には統一した都市共同体となり、中世都市の規範となった。⁽²⁾

学 界 展 望

B 十二世紀に始まる大建設都市 Große Gründungsstadt の発生。この強力な都市共同体は、君主と商人の協働の産物である。⁽³⁾

C 領邦諸侯により十三世紀に本格的に建設された小都市の発生。これらの都市は、城砦を中心とするランデスヘルの行政の拠点であり、同時に近隣市場 Naemark が開設される。⁽⁴⁾

D この段階は次の四つの類型の諸都市が並行して発生する。

(1) 小都市の継続的発生。これは領邦分裂の激しい地域にみられ、都市領主の介入の下に極めて戯画化し、制限された都市共同体しか実現しない。⁽⁵⁾

(2) いろいろの原因で建設又は発生した發育不全型都市 Kümmerstadt。⁽⁶⁾

(3) 半都市 Minderstadt の発生。これは実質的には都市法など都市としての実質をもつが、特許状では Weichbild, Freiheit, Tal, Markt 等都市 Stadt とは区別された称号を与えられている。⁽⁷⁾

(4) 農村同様の定住形態をもつ市場町 Flecken の発生。⁽⁸⁾とここでシュトープは以上の段階規定を西南ドイツから東欧の植民地域に妥当するものとしている。しかし都市発生の諸段階が、同じドイツでも、夫々の地域によって多様であることは三田学会誌五十六卷三号の拙稿「近代初頭中部ドイツの農村都市、市場町について」⁽⁹⁾掲載の第一、第二、第三、第四表において、確認しうる。

かかる都市発生段階の地域的特殊性を、具体的にヴェストフアーレン州に限定して、検証したのが、C・ハーゼの研究である。本研

究は、「ヴェストファーレン州立地方誌及び民族誌研究所」の委託で著者が行った都市の歴史地図の解題として書かれたものである。⁽¹⁰⁾ 研究課題のこうした特殊性から、著者は未公開の史料の利用を断念し、公開された史料及び文献の内この研究に重要と思われるものを選択的に研究した。特に近世については、「ヴェストファーレンの建築及び文化記念物」、「ヴェストファーレン都市史集録」、ヴレーデにより作成の地図「千八百一年のヴェストファーレンの諸地方——その政治的編制」等の概説的研究書に依存している。⁽¹¹⁾

まずハーゼはこれまでの都市史の研究史をふりかえり、都市概念を確定する。彼は、これまで有力だった都市の経済的定義、人口統計的定義、地理学的定義、法制的定義等を検討し、結局E・カイザーの「都市とは、都市と自称するものを指す」という定義を次のように変形する。「都市とは、公用語で都市と表現されているものである」。⁽¹²⁾

経済的定義に従うと中世都市は商業・経済の中心であるはずだが、実際に多くの中小都市は、村落的であって都市の概念に含みえぬ。一定の住民人口を基準とする人口統計的定義が不適当なことは、中世及び近世にその基準以下の都市が存在し、逆にそれ以上の人口の村落もあるという事実から明らかである。集落形態や防衛設備の有無を基準とする地理学的定義や「ラント法」に対する「都市法」により都市の実質と考える法制的定義も、いずれも実際にこれからはみ出す場合があり、結局妥当でない。

結局ハーゼは、先にのべたような、ごく一般的形式的定義の下

に、各時代毎に変化する都市の実体を反映する一連の基準を考える以外にないと考える。例えば初期中世都市の場合司教在住が重要な意味をもち、十三世紀には防衛設備が前面にでる。一般に千二百年頃の都市概念が、最も豊富な内容を含んでいる。⁽¹³⁾

以上のような都市概念の段階的規定と関連し、ハーゼは、中世後期(十四世紀後半以降)都市と農村の間の中間的集落として半都市 *Minderstadt* という概念をシュトープ論文から採用する。ハーゼはこの概念に、第一に完全な意味での都市建設とは最初から区別されたより制限された法、制限された性格の都市的定住と、第二に発育不全の諸都市を含ませる。これらは、都市(完全都市 *Vollstadt*)と村落(非都市 *Nichtstadt*)の間の中間に存在する諸集落である。⁽¹⁴⁾

さてハーゼは、予備考察においても一つ、都市発生の時代区分の問題を取り上げている。従来のJ・ニーセン、E・エンネン、H・ローテルト、A・ホフマン等の都市発生の歴史地図では、いずれも一世紀又は半世紀毎に機械的に区分されている。⁽¹⁵⁾ しかしこれは決して歴史的に正しい区分とはいえない。この点で先のシュトープの時代区分は従来の機械的区分をこえた画期的な試みである。しかしここでは都市概念が十分体系的に整理されておらず、その上区分の際に量的基準を採用している。従ってハーゼは、独自の類型化と共に、都市発生の構造的・質的变化を考慮に入れて時代区分を行う。

まず第一にヨーロッパ諸都市について次の三段階を考える。⁽¹⁶⁾
(1) 初期中世の都市領主に束縛された都市の時代。その都市は、衰退しつつあった古代ローマ都市像と北欧の新しい形態の商取引の

場所によりつつ成立して行く。発展の原動力は経済であった。

(2) 「本来」の都市の時代。ここでは法、地形、用語の三点において都市の実質が出来上る。特に法的意味の都市が重要である。この時代はドイツでは、大体千二百年頃から始まるが、その後地域的限定をうけた色々の特殊な類型が登場しつつ、フランス革命の時代まで続く。

(3) 新しい国家行政単位としての都市の時代。

ハーゼは、ここでヴェーバーを引用して、国家官僚制の発展と公的生活のその下への組み入れに伴い、中世都市概念が衰滅して行くという。

さて以上の大まかな質的時代区分を、ハーゼは、さらにヴェストファーレンに即して四つの大区分とその内第二、第三、第四の時代について、さらに夫々三つの、より細かな小区分を行う。

A 千百八十年迄の時代。⁽¹⁷⁾

この時代に発生した六都市は、いずれも司教居住地、僧院又は皇帝の館等の既存の定住によりつつ徐々に五十ヘクタール以上の面積に自生的に拡張して行った都市である。従って彼らはなお都市領主の影響下にあり、西南ドイツのフライブルクで十二世紀初頭にすでに始まった都市建設は、この地方ではまだ行われていない。さらにこれらの都市は、ライン河からドルトムント、ゾースト、バーダーボルン、ヘクスターを経て東方へ向う、いわゆるヘルヴェークか、ライン河からドルトムント、ミュンスター、オス

ナーブリュックを経て北方へと向う街道、つまり二つの当時一級の遠隔地商業路にそい、それぞれ商工業の中心地として機能していた。これらの都市の経済的重要性は、これらの都市に千百八十年以前すでに貨幣が鋳造されている事実からも確かめられる。都市防衛設備は千百八十年までにかなり整えられていた様子だが、都市法やそれに基く制度(例えば市参事会の機構)などは、十三世紀の前半に漸く実現する。

この他この時代に都市に類似の集落五つとこれと類すると思われる集落三つがあげられる。これらは十二世紀末現在すでに衰退の方向に向ったものと、それ以後むしろ都市へと発展して行くものを含む。その経済的機能は前出の六都市ほど活発ではない。

B 千百八十年から千三百五十年にかけての時代。

この時代は、それまでの上級君主であるハインリッヒ獅子公が死亡した結果、多数の中小の都市が大小の領邦権力の手によって建設された。⁽¹⁸⁾

(1) 第一期(千百八十年—千二百四十年)⁽¹⁹⁾

この時期に、様々の都市領主により今日の大中の都市が計画的に建設された。この時代の諸都市は、一方で遠隔地商業路にそい建設され、それ故遠隔地商業へも参加すると共に、他方でより古い大都市やより新しい小都市の間の仲介商業地として地方商業に参加していた。また都市手工業や純粹の局地市場 *Namarkt* もかなりの意味をもっていた。都市領主の目的も、かかる商工業中心地創設による財源の確保にあったといわれる。

さてこれらの都市では、防衛設備がやや後退し、都市の法制面は整備されたが、市参事会 Rat と陪審員制度 Schöffenverfassung がなお地方によっては並存していることもある。

(2) 第二期(千二百四十年—十九年)⁽²⁰⁾

この時代には領邦権力間の軍事的紛争が激化し、そこから敵対する権力間の境界地域に軍事的な意味で小都市又は最小都市 Zwerstadt が建設された。これらの都市は概して交通条件が余りよくなく、農耕市民都市 Ackerbürgerstadt の性格を帯びる。市場関係も、遠隔地商業との直接の関連はうすく、局地市場の中心地という性格が強い。

しかし軍事的混乱の時代にあつては、農村手工業者が、保護を求めてこれらの諸都市に集中する。そこで有利な原料供給関係に恵まれば、中小都市への製品供給基地として地方市場さらには遠隔地市場にもつらなることとなる。

軍事的重要性から、これらの都市は、一種の要塞都市の性格を帯び、市参事会と陪審員制度は、そのいずれかに整理されてしまつている。

(3) 第三期(千二百九十年—千三百五十年)⁽²¹⁾

この時代には、一方で前期の小都市又は最小都市の建設が続行されたが、他方で Freiheit, Wigbold, villa nova, villa libera 等の称号でよばれる都市的定住が大量に発生してくる。この定住は、都市 Stadt の称号ではよばれないが、同時に村落共同体 Landgemeinde とも区別されている。例えばこれらの定住は、小

都市同様交通条件は余り有利ではないが、防衛設備中心の小都市と比較し、むしろ一定の局地市場の機能をもっており、その点で小都市を凌駕するものさえあったという。防衛設備も一部の定住はそなえており、都市法や市参事会又は陪審員制度が与えられ、これらの都市の特徴は都市 Stadt の独占物ではなくなつてしまつた。

しかしこれらの定住は、これらの都市の特徴を全てそなえているとは限らず、集落形態からみると村落であり、領邦諸侯の都市政策とも関連して、都市と区別され、先にあげた様々の称号を与えられるのである。都市と村落の間のかかる中間的集落を半都市 Minderstadt とよぶ。この半都市の中には、領邦諸侯のイニシヤティブによるものと共に、開墾の結果新しく発生した住民のイニシヤティブによるものがあり、さらに次の時代に都市へと発展するものも少なくない。

C. 千三百五十年から千八百三年にかけての時代。

この時代は、四百五十年もの長い年月に比較し、新しい都市発生が少い。しかし都市や半都市の中には、近代的工業集落の先駆的形態がすでに出現してくる。⁽²²⁾

(1) 第一期(千三百五十年—千五百二十年)⁽²³⁾

この時期に発生する都市の中には、前の時期に半都市として出現したものも、防衛設備又は都市法などの賦与によって、或は単なる呼称の変更によって都市へと上昇したものも含まれる。この時期の一つの特徴は、古典的都市の概念の衰微の傾向であつて、発

生する都市は、防衛設備、市場機能、自治制度等の点で、むしろ半都市に接近するものが多くなる。

同時に半都市も、都市的実質をそなえたものと共に、最低の都市的性格と称号の点でのみ村落と区別されるものがふえてくる。

しかし都市、半都市を問わず、近代的工業集落につらなる一群の都市的定住がうまれてきたのも、この時期なのである。勿論ジーガーラント、ケルン司教領のヴェストファーレン、マルク伯領では、古くから多様な遠隔地商業に支えられて、鉱山業及び金属工業が発展していた。この内鉱山業は都市発生に決定的な意味をもたなかつたが、工業の方はブレッカーフェルト、ブレッテンベルク等において、それらの都市又は防衛設備をもつ半都市の発生に決定的であつたように思われる。しかしそれは集落の条件によるので、場合によっては、防衛設備のない、従つて都市とは異つた集落形態で、しかもおそらく特権を与えられている工業集落が発展する。この種の集落は、半都市つまり Freiheit とよばれ、中世都市やそれまでの古い型の半都市とは異なる。これこそ十九世紀に多く発生した近代工業集落の始まりであり、マルク伯領の針金工業の中心地アルテナこそその最初の定住である。

それ故このような定住の発生するこの時期は、十八世紀末まで続く中世都市衰退の開始期といえよう。

(2) 第二期(千五百二十年—千六百四十八年)⁽²⁴⁾

この時期には、若干の半都市からの上昇都市を除くと、新しく都市として発生する都市は見当らず、半都市の発生数も前時期に

比べ減少した。これらの半都市の若干は、村落が特権を与えられて Freiheit 又は Wigbold に上昇したもので、一般村落との区別が余りない。この時期は、中世的制度と近代的制度の格闘とそれに伴う都市発生休止期といえよう。⁽²⁵⁾

(3) 第三期(千六百四十八年—千八百三年)⁽²⁶⁾

この時期には有力領邦国家の政治権力が強化され、民事関係と軍事関係の財政を統轄する総合上級財務Ⅱ軍事Ⅱ直営地監督局 General-ober-finanz-kriegs-und domänen-direktorium が整備される。それと共に、間接税収入増大と都市と農村の間に区別を設けて農村での商工業を制限するという政策のために、商工業の発展せる村落及び半都市を新たに都市に上昇させた。これらの都市は、「間接税都市」Akzisestadt とよばれる。

これらの都市は、中世都市的な防衛設備や制度をもたず、商工業を基盤とした一定の市場機能をもっている。

D. 千八百三年から千九百五十年にかけての時代。

この時代の前半に中世封建制は解体し、近代国家の体制整備の下に、一方で半都市が都市と農村に分解し、さらに都市の中に独自の行政地域をもつ独立行政地域都市 Kreisfreie Stadt と、一般の行政地域に從属する一般行政地域所屬都市 Kreisstadt の二つの種類がうまれる。

他方営業の自由その他の改革で農村と都市との間の区別はなくなり、古い中世的都市の特権は廃止されて行つた。⁽²⁶⁾

(1) 第一期(千八百三年—千八百七十一年)⁽²⁷⁾

この時期には、都市条例 Stadtordnung と村落共同体条例 Landgemeindeordnung の発布に伴い、次の四種類の都市に再編される。

- (イ) 独立行政地域都市(都市条例による)。ヴェストファーレンでは、ミュンスターのみ。
- (ロ) 一般行政地域所属都市(都市条例による)。
- (ハ) 都市(村落共同体条例による)。
- (ニ) 半都市(村落共同体条例による)。

この時期には、十九世紀的な新しい都市の発生が、若干みられる一方、依然として古い都市又は半都市の遺制も残存する。村落共同体条例によって行政される都市や半都市は、一般の村落との制度的区別はない。そこからこれらは、自称都市(実質のない) Titularstadt ともいわれ、中にはその称号さえ返上して村落共同体 Landgemeinde と自称するものも出てくる。

- (2) 第二期(千八百七十一年—千九百十八年)⁽²⁸⁾
この時期にヴェストファーレンでは、ルール大工業の影響で、従来の独立行政地域都市ミュンスター以外に、ポッフム外十二都市が一般行政地域から独立して独立行政地域都市となった。同時にごく少数ではあるが、新しく村落から大工業都市へと上昇するものも現れた。

この時期の都市は次の五種類に区分される。

- (イ) 千八百五十六年の都市条例による独立行政地域都市
- (ロ) 同条例による一般行政地域所属都市

たわけではないのである。

ハーゼは、この後、以上に展開したヴェストファーレンの都市発生の段階規定が、隣接地域において、どの程度妥当するかどうかを検討している。

- (1) ニーダーザクセン西部⁽³⁰⁾

ここでは、大まかにみると、ヴェストファーレンの段階規定が妥当する。

千八百八十年はハインリッヒ獅子公の権力崩壊による都市政策変化の年として、この地方にとり画期となりうる。さらにそれから千二百四十年までの時期はヴェーザー河の交通を利用しての商工業を基盤として中都市が発生している。その後千三百五十年迄の時期は領邦君主による十都市の建設の時期、その後千五百二十年迄に多くの半都市が発生する。それから千六百四十八年の間には、都市は殆ど発生せず、次の千八百三年迄にも都市発生は余りない。さらに十九世紀中には若干しか発生せず、千九百十八年よりの最新の時期に多くの都市発生がみられる。

個別的には千二百九十年と千六百四十八年の画期がここでは必要ないが、その他の基本傾向はヴェストファーレンと似ているといえる。

- (2) ヘッセン北部⁽³¹⁾

ここでは、ヴェストファーレンの段階規定は妥当しない。まず千八百八十年以前発生の都市が存在しない。また次の千二百四十年迄の時期に発生の諸都市の内、数都市以外は遠隔地商業も含め、商工業

- (イ) 千八百五十六年の村落共同体条例により行政され、都市の連合選挙体の中で地域協議会への選挙権をもつ集落。

- (ロ) 同条例により行政の、しかも歴史的理由から都市を自称する集落。

- (ハ) 同じく歴史的理由から "Freiheit," "Flecken," "Wigbold," などと自称する集落。

- (3) 第三期(千九百十八年—千九百五十年)⁽²⁹⁾

長い間工業村落であったものが都市に昇格したので、新都市の数はかなり増大した。中には、若干の村落の合併で都市となったものもある。

千九百三十五年のドイツ共同体条例は、都市を次のように規定した。

「都市とは、この称号を以前からの権利に従いもっている共同体のことである。それらの共同体は、歴史的過去や共同体の特質又は重要性に基く他の称号をも、もちうる。」この規定に基き、これまで都市と村落の間に存在した行政制度上の区別がなくなる。但し独立行政地域都市のみは、一般行政地域と同等のレベルで独自の行政地域をもつ。

かくして村落共同体の中には、大村落、工業村落、古い最小都市(自称都市)が並存する。

十九・廿世紀の都市が、専ら行政の必要に規定されたのではあるが、それまでの八世紀の都市発展の伝統も決して完全に消滅し

が余り発展しない。というのもここでは領邦諸侯の都市建設が、ヴェストファーレンより早く開始されたからである。だから要塞小都市が早くから多い。この傾向は千二百年代、千三百年代にも続き半都市は殆ど発生していないようである。千三百五十年—千五百二十年の時期にも、都市発生は少く、その後現代に至るまで新しい都市は余り発生していない。

結局、より古い自生都市、建設型商工業都市が比較的少く、これと並行して早くから要塞小都市が大量に発生している。

- (3) ラインラント⁽³²⁾

ここでもヴェストファーレンの段階規定は妥当しない。千八百八十年当時存在した都市には、ケルンのような司教都市と同時に自生的な中都市がある。但し計画的都市建設は、それ以後であるから、この時期区分は無意味ではない。しかしそれから千二百四十年迄にかかる都市建設は少ないし、千二百四十年以降も小都市と共に、商工業に基く中都市が建設されている。だからこの時期を要塞小都市の発生期とはいえない。その後千二百九十年から千三百五十年の時期に小都市、最小都市が発生したもの、半都市は余り発生しない。むしろ千三百五十年以降に半都市発生の波がくる。千六百四十八年から千八百三年迄には、殆ど都市発生がみられない。その代り十九世紀にはヴェストファーレンを上廻る形で都市が発生し、十九世紀から廿世紀にかけて多くの都市が合併するケースが多くなる。その後千九百十八年から五十年にかけて再び多くの都市が発生する。

ここでは都市発生の段階規定を独自に新しく検討するべきであ

ろう。特に千二百九十年と千六百四十八年の時期区分は意味が少い。
 (4) ニーダーランデ(オランダ) 東部⁽³³⁾

ここでの研究は十分ではないが、千二百四十年以前に都市は発生せず、それ以後千二百九十年迄は中都市、それから千五百二十年迄は、十五ヘクタール以下の都市が発生した。又それ以降の都市発生は十分検討できなかった。

かくしてハーゼは、千百八十年以前には、都市類型普及の範囲 Stadlandschaften は、ヴェストファーレン地方の枠より広いものであったが、中世後期には、よりせまい領邦国家が枠となって都市類型がきまってくるという。しかしヴェストファーレンは、ヘッセン、ラインラントに対しては依然一定の都市類型の独自の普及範囲といえるが、西部ニーダーザクセンとは、むしろ共通性が多い。

個々の都市について、実に詳細にその法制的発生、発展の過程を追求し、それに基づいて以上のヴェストファーレン地方における都市発生の段階規定を行ったハーゼは、最後に残された検討されるべき問題点を次のように指摘する。⁽³⁴⁾

- (1) 都市発生と都市の定住(集落)形態の関連の追求。いいかえれば、定住形態の研究からどの程度その都市の発生期を確定しうるのだろうかの問題。
- (2) H・マムマンがスイスについて研究したように、都市発生期のゾンフト(同業組合)や手工業の種類と数を研究し、比較し、もって中世後期の都市の経済構造を知ること。

- (3) 同様に都市内部の資産分布の研究。尤も小都市、最小都市については十分な史料がある都市は少いだらうが、その存在する都市の研究結果を他へ類推しうるだらう。
- (4) また都市の元来の経済構造や都市実現の諸勢力の目的を解明するため、都市発生時期と都市化の際存在の都市所屬の全耕地の規模の比較も興味深いものとならう。
- (5) 最後に市参事会制Ⅱ陪審員制の問題から、さらに都市の行政機構と個々の官庁の地域的推移を追跡すること。
 かかる諸問題は、いろいろ好きなように発展させられうるし、それにより個々の地方から出発して、従来未解決の研究課題に新しい視点がうまれる。それはヨーロッパの都市史の枠内での現代までのドイツ都市史全体にも新しい光を投げかけるのであらうといって、ハーゼはこの研究を締めくくっている。

以下次稿において、ハーゼの段階規定をめぐる西独歴史学界の論争を紹介しよう。

- (一) Heinz Stob, Minderstädte——Formen der Stadtentstehung im Spätmittelalter, in: Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Bd. 46, 1959, Heft 1, SS. 1~28. 本著はマムマンの著より先に次の論文であらう。すなわち半都市 Minderstadt なる概念を使用し都市発生の歴史地図を作成しようとした。Kartographische Möglichkeiten zur Darstellung der Stadtentstehung in Mitteleuropa, besonders zwischen 1450 und 1800, in: Historische

Raumforschung 7, Forschungs- und Sitzungsberichte der Akademie für Raumforschung und Landesplanung, hrsg. von Kurt Brünning, Bd. VI, Bremen, 1956, SS. 1~28.

- (2) H. Stob, Minderstädte~, S. 19.
- (3) Ibid., SS. 19~20.
- (4) Ibid., SS. 20~21.
- (5) Ibid., S. 21 f.
- (6) Ibid., SS. 22~23.
- (7) Ibid., S. 23 f.
- (8) Ibid., S. 5, 24.
- (9) 本著はヴェストファレン(第二表)・ザクセン(第三表)・ロマンラント(第四表)の都市発生を「世紀毎に集計して」る。
- (10) Carl Haase, Die Entstehung der westfälischen Städte, 1., Auflage, 1960, 2., berichtigte Auflage mit einem kritischen Nachwort, Veröffentlichungen des Provinzialinstituts für westfälischen Landes- und Volkskunde, Reihe I, Heft 11, Münster. 本著は「全計十六枚の都市の歴史地図が、含まれて」る。
- (11) Ibid., (2., Aufl.) S. VII. Bau- und Kunstdenkmäler von Westfalen; Westfälisches Städtebuch, hrsg. von Erich Keyser, Deutsches Städtebuch, Handbuch städtischer Geschichte, Bd. III, Nordwestdeutschland II, Westfalen, Suttigart, 1954; Günther Wrede, Die westfälischen Länder 1801, Politische Gliederung, Übersichtskarte Maßstab 1: 500000, Veröffentlichungen der Historischen Kommission für Westfalen XXVI, 1.

- (12) C. Haase, a.a.O., SS. 2~5.
- (13) Ibid., S. 6 f.
- (14) Ibid., S. 5f, S. 10.
- (15) J. Niessen, Geschichtlicher Handatlas der deutschen Länder am Rhein, Köln-Lörrach, 1950; Edith Ennen, Die Karte als Hilfsmittel der vergleichenden Stadtgeschichtsforschung, Vortrag in Gengenbach, Oktober 1953—Auszug: Probleme der Stadtgeschichtsforschung mit besonderer Berücksichtigung des Oberrheingebietes, Niederschrift über die Verhandlungen der Arbeitsgemeinschaft für westdeutsche Landes- und Volksforschung (Bonn) in Verbindung mit dem Alemannischen Institut (Freiburg i. Br.) in Gengenbach (Schwarzwald) vom 16~19, Okt. 1953, S. 14 ff.; Hermann Rothert, Westfälische Geschichte, Bd. 1, Kartenanhang: Die Städte und Wigbolde Westfalens, Gütersloh 1949; Alfred Hofmann, Die oberösterreichischen Städte und Märkte, Eine Übersicht über ihre Entwicklung und Rechtsgrundlagen, in: Jahrbuch des Oberösterreichischen Musealvereins, 84, 1932, SS. 63~213.
- (16) C. Haase, a.a.O., S. 12 f.
- (17) Ibid., SS. 16~38.
- (18) Ibid., S. 39 f.
- (19) Ibid., SS. 40~74.
- (20) Ibid., SS. 74~104.
- (21) Ibid., SS. 105~142.
- (22) Ibid., S. 142 f.
- (23) Ibid., SS. 143~169.

- (74) Ibid., SS. 170~177.
- (75) Ibid., SS. 178~189.
- (76) Ibid., SS. 190~194.
- (77) Ibid., SS. 194~203.
- (78) Ibid., SS. 203~207.
- (79) Ibid., SS. 208~215.
- (80) Ibid., SS. 219~220; 『帝國主義論』 Die Kunstdenkmäler der Provinz Hannover: Die Bau- und Kunstdenkmäler des Herzogtums Oldenburg; Handbuch der historischen Stätten Deutschlands, Bd. 2, Niedersachsen und Bremen, hrsg. von Kurt Brünning, Stuttgart 1958; Hans Dörries, Entstehung und Formenbildung der niedersächsischen Stadt, Eine vergleichende Städtegeographie, Forschungen zur deutschen Landes- und Volkskunde, Bd. XXVII, Heft 2, Stuttgart 1929; Carl Haase, Mittelalterliche Weichbildprivilegien im Osnabrücker Land, Eine vergleichende Untersuchung. In: Osnabrücker Mitteilungen 66, 1954, SS. 103~144, Vergleich. Untersuchungen zur Geschichte des Bremer Stadtrechts im Mittelalter, Bremen 1953, Veröffentlichungen aus dem Staatsarchiv der Freien Hansestadt Bremen, Heft 21; Adolf Wünsche, Die Gestalt

- der Städte im Bereiche des ehemaligen Fürstbistums Münster. Ein Beitrag zur historischen Grundrißforschung Münsterländischer Kleinstädte. Phil. Diss. Münster, Güttersloh 1937.
- (81) 『帝國主義論』 Hessisches Städtebuch, hrsg. von Erich Keyser, Deutsches Städtebuch, Bd. IV, Südwestdeutschland I, Land Hessen, Stuttgart 1957; Ulrich Bockshammer, Territorialgeschichte der Grafschaft Waldeck. Schriften des Hessischen Amtes für geschichtliche Landeskunde, Stück 24, Marburg 1958.
- (82) 『帝國主義論』 Rheinisches Städtebuch Bd. III, Nordwestdeutschland 3, Landschaftsverband Rheinland, Stuttgart 1956; Die Kunstdenkmäler der Rheinprovinz.
- (83) 『帝國主義論』 Chrono-Topographische Kaart van het Koninkrijk der Nederlanden op de schaal van 1:25000 Hrsg. v. Ministerie van Orlog, Topographische Dienst; A. Telling und W. S. Unger, De Stadsrechten. Geschiedkundige Atlas van Nederland. De Bouwgondische Tijd. Tweede Afdeling. s'Gravenhage, 1923, SS. 97~140 (Textband.).
- (84) C. Haase, a. a. O., S. 229 f.

書 評

入江節次郎著

『帝國主義論序説』

飯田裕康

一

レーニンの『帝國主義論』が刊行されて五〇年を経過した今日、帝國主義論が新たな実践的課題への対応と、理論的展開の要請をうけていることは争い難い事実である。わが国にあっては、第二次大戦後の新たな帝國主義的体制の再編に直面して、これらの課題には積極的な取り組みがなされ、その成果も決して小さいとはいえない。とりわけ、ヒルフディング、レーニンによって提起された金融資本範疇にかんしては、歴史的にも、現状分析的にも、また理論的にも、豊富な業績がある。また、そのような方向は、実証主義的色彩を強めながらも益々さかんになりつつある。だが、レーニンによって提出された論点の深さと、広範さが、今日の動向のなかで十分生かされているかどうか疑わしい。そのことは、レーニンが、『帝國主義論』であきらかにしようとした二〇世紀資本主義の発展動向へ、主体的にかかわりながら、かつ帝國主義論の体系化を意図

したという点の現段階的な諸評価に照らしてもあきらかなどころである。レーニンの『帝國主義論ノート』は、このようなレーニンの意図を如実にわれわれに提示するのである。

今日の帝國主義論の課題は、現代資本主義の分析と密接に結びついているのであるが、ただ、金融資本の存在態様や、資本主義の国際的関連の探究といった、局所的なことではつぎるものでは毛頭ない。それは、現代資本主義の全運動を規定する基礎範疇の確定と、その展開によって果される、一個の体系的な研究でなければならぬ。この方向を確立するうえからも、レーニンの『帝國主義論』は今日改めて検討されなければならないであろう。

本書は上記のような課題に積極的にとりくみ、過去の諸研究動向の徹しい批判的検討と、著者の実証的分析のうえに立脚してなった書物である。著者は単に、既存の研究の短を補うだけではなく、帝國主義論の素材対象、方法及び体系という、およそ科学的な研究にとって不可欠な領域について、積極的に問題提起をこころみられている。そこで、まず、著者の言わんとするところを紹介し、それについて若干のコメントをこころみてみたい。

二

I序説では帝國主義論の二つの代表的タイプをとりあげ、批判される。一つは『資本論』と『帝國主義論』とを直結する体系だとする見解、他は、帝國主義論を『資本論』と切り離して、型態論的、類型的に展開しようとするものである。